

# 業務指示書

## 中米・カリブ地域省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年8月7日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年8月12日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギー分野に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（北米・中南米地域 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( US\$1 = 98.07 円 , EUR1 = 127.76 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価) を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括

省エネルギーファイナンス

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.40 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

中米・カリブ地域省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項：省エネルギーファイナンス	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

中南米地域においては、海面上昇による被害、カリブ海におけるサンゴ生態系の破壊及び観光業への影響、ハリケーンの強大化による被害拡大等が懸念されているなど、気候変動に伴う脆弱性が高いことから、緩和策及び適応策共に気候変動対策の必要性が高い。特に中米・カリブ地域においては、電源構成に火力発電も一定程度含まれていることから、緩和策として再生可能エネルギーの開発及び省エネルギーの促進への期待は大きい。

JICAは、中南米地域における優先開発課題の一つとして「気候変動対策支援及び環境保全・改善及び防災」を位置づけており、特に再生エネルギーや省エネルギー促進については、日本の優れた技術及び知見の活用も併せて図っていく方針である。

省エネルギー分野における融資方法として、1) ツーステップローン（以下「TSL」）：民間セクターに対する省エネルギー設備及び機器導入支援、2) プロジェクト借款：公的セクターに対する省エネルギー設備及び機器導入支援、等が検討対象となるが JICA は、中米・カリブ地域に対しては民間セクター向けの省エネ分野の支援実績は無く、まずは民間セクターのニーズを確認することが必要である。同時に、日本の優れた省エネ技術の活用を念頭に置き、同地域における日本の省エネ技術の活用の可能性についてもあわせて確認する必要がある。

上記背景のもと、中米・カリブ地域において、民間セクターにおける省エネルギー分野のニーズ確認及び協力学スキーム検討を支援する情報収集・確認調査を実施する。協力学スキームの検討にあたっては、IDB グループの米州投資公社（Inter-American Investment Corporation、以下「IIC」）との連携可能性（IIC 経由の TSL 等）に係る情報収集も併せて行う。IIC は、これまで中南米・カリブ地域の民間セクターの省エネルギー分野において先行した支援を展開しており、IIC との連携を検討することにより、IIC の蓄積された知見を活用し、今後効率的かつ効果的な案件形成が実現することが期待される。

なお、2012年3月には、域内最大ドナーである米州開発銀行（以下「IDB」）と「再生可能エネルギー及び省エネルギーに対する協調融資スキーム」（Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency、以下「CORE スキーム」という）の実施枠組みを締結し、2012年から5年間で3億ドルの円借款供与に取り組む方針である。現在、IDB と連携しつつ、ニカラグア国、コスタリカ国等で案件形成を行っている省エネルギー分野においては、2010年度「米州開発銀行（IDB）と連携した省エネルギー促進に係る研修」及び2011年度「中米・カリブ地域向け米州開発銀行（IDB）との協調融資促進に係る省エネルギー促進政策制度改善支援研修」の有償勘定技術支援研修を実施し、研修員の作成したアクションプランや現地セミナーにおいて、同地域における省エネルギー分野の高い支援ニーズが確認されている。

### 2. 調査の目的

中米・カリブ地域における IDB との CORE スキーム対象国において、民間セクターにおける省エネルギー分野のニーズ、政策制度、法整備、実施体制等を整理した上で、我が国の優れた省エネ技術の活用を念頭に置き、民間セクター向けの省エネルギー分野に係る有効な協力学スキームを検討する。

### 3. 調査の対象地域

中米・カリブ地域 CORE スキーム対象国（注1）のうち、最大4ヶ国（注2）。

（注1）2013年度現在の CORE スキーム対象国は、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国、ジャマイカ、ベリーズ、ガイアナ。

（注2）国内作業及び IIC との協議を通じて選定。

### 4. 調査実施上の留意事項

- ・本調査では、我が国の優れた省エネ技術の積極的な活用を念頭に置き、国内作業において、中米・カリブ市場への展開に関心のある本邦企業へのヒアリングを行うが、本邦企業のリストアップ及び省エネ技術のリスト作成にあたっては、JICA と相談して進めること。
- ・本調査における調査対象国は、上記3.の通り、中米・カリブ地域 CORE スキーム対象国のうち最大4ヶ国とし、国内作業及び IIC との協議を通じて選定すること。なお、国内作業及び IIC との協議を通じ、4ヶ国以下となる可能性もある。

### 5. 調査の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

#### <国内作業 I> 9月上旬

- （1）調査対象国の省エネルギー分野に係る既存情報の収集とレビューを通じて、同地域の経済開発における民間セクター向け省エネルギーの位置づけを分析・整理する。
- （2）省エネルギー技術に強みを持つ本邦企業を対象に、中米・カリブ地域の市場への展開戦略等に係るヒアリング及び分析を行う。
  - ア 中米・カリブ市場への展開に関心のある本邦企業のリストアップ及び省エネ技術のリストの作成を行う。
  - イ 上記アでリストアップした本邦企業を対象に、市場展開戦略（既に展開している場合は、製品、価格、流通、プロモーション等の確認を含む）の確認を行う。
  - ウ 上記イを踏まえ、調査対象国における省エネルギー分野での支援の可能性を検討する。

#### <現地作業 I> （米国ワシントン） 9月中旬

- （1）IIC 経由の TSL の可能性の検討を目的として、JICA が IIC に対して以下のヒアリングを行う際に同行し、省エネ分野の技術的な見地から検討支援を行う。
  - ア 融資制度（融資対象、融資条件等）の確認（省エネルギー分野のみに特化せず、IIC における通常の融資制度の確認）を行う。
  - イ 実施体制の確認を行う。
  - ウ 過去の融資実績の確認を行う。
  - エ 技術支援の制度、実施体制、実績の確認を行う。
  - オ 今後の事業展開戦略の確認を行う。

<国内作業Ⅱ> 9月中旬～10月上旬

- (1) 現地作業Ⅰの調査結果の取り纏めを行う。
- (2) JICA 本部に対し、調査結果の報告を行う。
- (3) 現地作業Ⅱに向けて質問票の作成を行う。

<現地作業Ⅱ> (調査対象国のうち2か国程度) 10月下旬～11月上旬

- (1) 対象各国の JICA 海外拠点との打合せを行う。
- (2) 対象各国の民間セクターの関係機関に対してヒアリングを行う。  
具体的には、商工団体(商工会議所等)、主要産業の業務施設等を想定。
  - ア 市場ニーズの確認及び分析を行う。
  - イ 政策制度、法整備、実施体制の確認を行う。
  - ウ 潜在的事業実施候補者(ESCO 含む)の確認を行う。
  - エ 他ドナー等による省エネ投資制度の確認及び分析を行う。
  - オ 市場のボトルネックの確認及び分析を行う。

<国内作業Ⅲ> 11月上旬～12月上旬

- (1) 現地作業Ⅱの調査結果の取り纏めを行う。
- (2) JICA 本部に対し、調査結果の報告を行う。
- (3) 現地作業Ⅲに向けて質問票の作成を行う。

<現地作業Ⅲ> (調査対象国のうち2か国程度及び米国ワシントン) 12月中旬

- (1) 調査対象国：現地調査Ⅱと同内容のヒアリングを行う。
- (2) 米国ワシントン：
  - ア 現地調査Ⅱ及びⅢで抽出した潜在的事業実施候補者に対する IIC 経由 TSL の可能性に係る検討を行う。
  - イ IIC に対して調査結果の報告を行う。

<国内作業Ⅳ> 12月下旬から2月上旬

- (1) 現地調査Ⅲの調査結果の取り纏めを行う。
- (2) 現地調査Ⅱ及びⅢで抽出したボトルネックに対応する JICA の有償資金協力及び有償勘定技術支援の検討(IIC との連携可能性を踏まえた)を行う。
- (3) 具体的な案件形成が検討可能と判断し得る対象国を4か国のうち2か国程度選定し、JICA 本部と協議を踏まえて、決定する。

<現地作業Ⅳ> (調査対象国2ヶ国程度) 2月中旬～3月上旬

- (1) 対象各国の JICA 海外拠点との打合せを行う。
- (2) 国内作業Ⅲで選定した調査対象国の関係機関に対して、追加的に必要な情報の確認を行い、案件形成の検討に向けた分析を行う。

<国内作業Ⅴ>

- (1) JICA 本部に対し、調査結果の報告を行う。
- (2) 「中米・カリブ地域民間セクター省エネルギー向け円借款形成に係る提案書」

の作成を行う。

なお、同提案書には、本邦企業の中米・カリブ地域の市場への展開可能性、IICの融資制度、調査対象国4ヶ国の省エネルギーセクターの概要、調査対象国4ヶ国のうち2ヶ国の具体的な候補案件の概要等を含めることを想定している。

## 8. 成果品等

### (1) 調査報告書

#### ア インセプションレポート (IC/R)

調査基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、ファイナルレポート目次案を含む内容とする。

和文 5部

#### イ ドラフトファイナルレポート (DF/R)

上記7.「調査の内容」の成果を集大成したもの。作業中に作成した調査資料は付属資料として添付するものとする。

和文 5部

英文 5部

#### ウ ファイナルレポート (F/R)

上記ドラフト版に基づき、当部との協議を踏まえ、ドラフトファイナルレポートを修正したもの。

和文 5部

英文 5部

西文 5部

要約版 和文 5部

要約版 英文 5部

要約版 西文 5部

CD-R (和文、和文要約版) 2部

CD-R (英文、英文要約版) 2部

CD-R (西文、西文要約版) 2部

### (2) 報告書作成にあたっての留意事項

ア 報告書など主報告書と資料編に分冊する場合は、主報告書と資料編の頁目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこと。

イ 本報告書で用いられる通貨換算率とその適用年月日及び略語集を目次の次の頁に記載すること。

ウ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

エ 特に、対象地域の現状に関する記述は、調査の目的に照らして最小限度にとどめ、それ以外の補足情報については参照先を明記の上、資料編に取りまとめる等、簡潔明瞭な報告書とするよう工夫すること。

オ 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約におけ

る報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。  
 カ ファイナルレポートを除く報告書の作成仕様は、すべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

本調査は2013年9月上旬開始、2013年4月上旬にファイナルレポート完成を目途とする。各報告書の作成、提出は以下のような工程を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があればプロポーザルで提案すること。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(1) 国内作業Ⅰ Ic/R	▲							
(2) 現地作業Ⅰ(米国)	■	■	■	■				
(3) 国内作業Ⅱ		■	■	■	■	■	■	■
(4) 現地作業Ⅱ(4ヶ国中2か国)			■	■	■	■	■	■
(5) 国内作業Ⅲ			■	■	■	■	■	■
(6) 現地作業Ⅲ(4ヶ国中2か国+米国)				■	■	■	■	■
(7) 国内作業Ⅳ					■	■	■	■
(8) 現地作業Ⅳ(2か国)						■	■	■
(9) 国内作業Ⅴ DF/R							■	■
F/R								▲

#### 2. 業務量の目途

20 M/M

#### 3. 調査分野

以下に示す各分野を担当するコンサルタントにより調査を実施することを想定しているが、上記業務量を越えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- (1) 総括 (2号)
- (2) 省エネルギー政策
- (3) 省エネルギー技術(産業)
- (4) 省エネルギー技術(業務)
- (5) 省エネルギーファイナンス (3号)

#### 4. 通訳・翻訳

業務実施上必要に応じ、通訳(日本語⇄西語または英語⇄西語)を業務補助員として現地または第三国からにて雇用することを可とする。雇用に係る経費は、見積もりにを含めること。なお、翻訳(日本語⇄西語または英語⇄西語)に必要な経費についても見積もりに含めること。

#### 5. 現地再委託

現地再委託は見込んでいないものの必要であると判断する場合には、プロポーザルで提案し、その部分に係る必要な経費は全て見積書に含めること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、

現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、派遣地の JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行なうこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。さらに、現地調査時には、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡をとること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### 7. 複数年度契約

本調査においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上